

川崎市建設緑政局総務部技術監理課ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、川崎市建設緑政局総務部技術監理課ホームページ広告取扱要領第4条に規定する基準として定めるものであり、川崎市建設緑政局総務部長（以下「部長」という。）はこの基準に基づき、川崎市建設緑政局総務部技術監理課が運用するホームページ（以下「技術監理課ホームページ」という。）の広告掲載について、可否の判断を行うものとする。

(川崎市広告掲載基準の準用)

第2条 技術監理課ホームページに掲載する広告の掲載基準については、川崎市広告掲載基準の規定を準用する。

(個別の基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、技術監理課ホームページに掲載する広告の性質に応じて必要な場合には、広告内容等に関する個別の基準を部長が定める。

附 則

この基準は、令和3年12月3日から施行する。